資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十一年十月二日

東京都千代田区飯田橋二丁目一八番一―二九〇四号

有限会社メイシャン

代表取締役　鎌田　富久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十一年十一月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十一年九月七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十一年十月二日

東京都世田谷区松原五丁目一三番六号

有限会社アイケーディー

代表取締役　池田　由子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月二日

静岡県焼津市小土一〇六六番地の三

マハロ合同会社

代表社員　丹治久美子

資本金の額の減少公告

当社は、平成二十一年九月十三日開催の株主総会において、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十一年十月二日

岡山県久米郡美咲町打穴上二七一四番地

有限会社内田石材店

代表取締役　内田　豊彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当行は、平成二十一年十月一日の株主総会決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により、資本金の額を百十六億五千三百二十九万二千二百二十円減少して六十億円とし、資本準備金の額を三億七千六百二十九万七千二百九十円減少して六十億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法に基づく有価証券報告書を提出済みです。

平成二十一年十月二日

秋田市中通三丁目一番四一号

株式会社北都銀行

取締役頭取　斉藤　永吉

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十月二日

愛知県豊橋市伝馬町九二番地の二

八州開発株式会社

代表取締役　石岡　広志

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十一年十月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十月二日

京都府久世郡久御山町森大内一八八番地

株式会社エバテック

代表取締役　井野　英二

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十一年十一月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十一年十月二日

東京都渋谷区神宮前三丁目三六番二四号

弘英産業株式会社

代表取締役　倉知　弘行

限定承認公告

本籍岐阜県多治見市新町一丁目五〇番地、最後の住所岐阜県美濃加茂市川合町一丁目一一番一一号

被相続人　亡　渡邉　和廣

右被相続人は平成二十一年六月二十四日死亡し、その相続人は平成二十一年九月二十四日岐阜家庭裁判所御嵩支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二日

東京都中央区日本橋三丁目三番一一号第一中央ビル六階

相続財産管理人渡邉ひとみ

代理人弁護士　近藤　早利

同　野村麻衣子

限定承認公告

本籍東京都大田区南蒲田三丁目一三九七番地、最後の住所神奈川県川崎市宮前区南平台二〇番五二―三〇二号コスモ宮前平

被相続人　亡　引田　晴久

右被相続人は平成二十一年六月九日死亡し、その相続人は平成二十一年九月二十四日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二日

神奈川県川崎市宮前区南平台二〇番五二―三〇二号コスモ宮前平

相続財産管理人　引田　正子

限定承認公告

本籍兵庫県淡路市江井三一六〇番地一、最後の住所兵庫県明石市大久保町谷八木八〇〇―四四

被相続人　亡　漁　昭雄

右被相続人は平成二十一年二月二十六日死亡し、その相続人らは平成二十一年九月二十四日神戸家庭裁判所明石支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二日

兵庫県明石市太寺二丁目一四番二一号

相続財産管理人　漁　和照

限定承認公告

本籍徳島県三好市池田町ウヱノ二七八六番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　渡邉　一夫

右被相続人は平成二十一年五月十一日死亡し、その相続人は平成二十一年九月十八日徳島家庭裁判所池田出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月二日

徳島県三好市池田町ウヱノ二七八六番地三

相続財産管理人　渡邉　睦子

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月二十一日の総社員の同意により、名称を一般社団法人マツボリ温泉に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月二日

大分県別府市大字亀川一七三〇番地の六

無限責任中間法人マツボリ温泉

代表社員　原田　和義

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月十五日の総社員の同意により、名称を一般社団法人鹿児島県スポーツ文化振興協議会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月二日

鹿児島市薬師一丁目二〇番九号

無限責任中間法人鹿児島県スポーツ文化振興協議会

代表社員　西　洋介

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一下		終りから五	第八条―第十条	第九条、第十条

平成二十一年九月四日（号外第百九十一号）公布経済産業省令第五十四号（特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

平成二十一年九月八日法務省告示第四百十五号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ一段終りから四行目から三行目までを削除する。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二日付第二一二号九六

ページ●同日付政府調達第一八一号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）